科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年5月10日現在

機関番号: 1 4 4 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2007~2010 課題番号: 1 9 7 3 0 0 4 7

研究課題名(和文) ハイテク産業に注目した競争排除行為に対する独禁法規制基準の解明

研究課題名 (英文) Regulatory Criteria of Antimonopoly Law for Exclusionary Conducts

in High-Technology Industry

研究代表者

武田 邦宣(TAKEDA KUNINOBU) 大阪大学・高等司法研究科・准教授 研究者番号:00305674

研究成果の概要(和文):

ハイテク産業は、不確実性の存在、ネットワーク効果の存在、イノベーションの重要性などで特徴づけることができる。このようなハイテク産業における競争者排除行為とは、伝統的なレベレッジのほか、ダイナミックなレベレッジ(デフェンシブ・レベレッジ)、サボタージュ(規制の潜脱・バクスターロー問題)である。米国、EU ともに規制の失敗(false positive/negative)を危惧した規制基準を模索している。競争者保護に傾斜していると言われていた EU において、「同等に効率的な競争者」基準(費用基準)の採用が検討されたことは極めて興味深い現象である。

研究成果の概要 (英文):

I define a high-technology industry as an industry that entails uncertainty, network effect, or innovation. Exclusionary conduct in that industry can be divided into one of following types: leverage of market power from one market to another, defensive leverage of market power in a market, or escape from utility regulation (problem of Baxter Law). In both US and EU, much attention is paid to the problem of false positive and false negative. It is said that traditionally EU competition law has a tendency to protect not competition but competitor. But EU has considered having an Equally Efficient Competitor rule, which is intended to guarantee a legal predictability for dominant firm. I think that to be an interesting phenomenon.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	700, 000	0	700, 000
2008年度	700, 000	210,000	910, 000
2009年度	700, 000	210,000	910, 000
2010年度	600,000	180, 000	780, 000
年度			
総計	2, 700, 000	600, 000	3, 300, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・社会法学 キーワード:独占禁止法、競争者排除行為

1. 研究開始当初の背景 医薬品産業や電気通信作業などハイテク 産業とよばれる産業分野では、特許権やネットワーク効果に起因して、独占が発生する危

険性が大きい一方で、イノベーションが活発になされるなど、市場における競争は通常の市場におけるよりも激しいものと評価されている。前者は積極的に独占禁止法の適用を要請するようにみえ、後者は独占禁止法の適用が不要であり、むしろ規制の失敗を招来するようにみえる。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような独占禁止法の適用 が必ずしも一義的ではないハイテク産業に ついて、カルテルなどの競争回避行動ではな く、競争者排除行為に注目して、規制基準の 解明を目指すものである。

3. 研究の方法

本研究は、独占禁止法の母法である反トラスト法、また反トラスト法と並んで影響力を有するEU競争法の比較法研究を方法とする。また競争法のみならず、事業法規制についても研究の対象とする。

4. 研究成果

(1) 総論

ハイテク産業における問題を検討するにあたり、具体的に、まず電気通信産業における問題を検討した。米国における電気通信産業の問題として、ネットワーク中立性の問題を検討するとともに、ECにおける問題として、規制フレームワークの見直しの議論をサーベイした。それら内容は以下で述べる((2)ないし(4))。

また、我が国において具体的に競争排除が問題となった、NTT 東日本の審判審決事件(光ファイバの私的独占事例)を詳細に研究した。NTT 東日本の事件は、①電気通信産業において特選禁止法が本格的に適用された最初の事例であるとともに、②プライススクイーズというこれまでにない競争排除行為類型が登場した事例であった。

さらに、抱き合わせ行為の規制について、 米国反トラスト法およびEU競争法におけるバンドリングの議論を検討することにより、費用基準が有する規制の明確性確保の機能を確認することができた。

研究成果のうち核になるトピックとして、 以下を指摘することができる。

(2) モバイル産業における中立性問題の研究

わが国におけるモバイル産業は、垂直統合型のビジネスモデルから、水平分離型(レイヤー型)のビジネスモデルへの転換を迫られている。総務省に設置された「モバイルビジネス研究会」の最終報告書(2007年)は、ユーザーが自由に端末を接続できる環境を理想とし、端末にかかる内部補助販売モデルの

転換を迫る。

また同報告書は、ユーザーが自由にアプリケーションを端末に搭載し利用できる環境を理想とし、同じく総務省に設置された「通信プラットフォーム研究会」の最終報告書(2009年)は、オープン型プラットフォーム環境の実現をその具体的手段の1つとする。

米国においても、開放性にかかる同様の議論が始まっている。「ワイヤレス・ネットワーク中立性」とか「ワイヤレス・カーターフォン」の問題と呼ばれるものである。我が国におけるモバイル利用がデータ通信を主とするのに対して、従前、米国におけるモバイル利用は、音声通話が主であった。しかしここ数年、米国では、PC インターネット分野において活動する企業が、モバイルインターネット分野に積極的に進出しつつある。また、高機能端末(3G端末)の上市とともに、ワイヤレス・ブロードバンドの利用が増加する傾向にある。

米国において、ネットワーク中立性の問題は、PCインターネットの分野において活発に議論されてきた。したがってワイヤレス・ネットワーク中立性とは、PCインターネットにおける議論を、単純にモバイルインターネットに移植するものと思うかもしれない。しかしワイヤレスの分野における中立性問題は、より広範囲かつ複雑である。多段階での競争回避および競争者排除が問題となり、またユーザーとの唯一のインターフェースとしての端末の制約が重要な問題になるとの特徴を有する。

そこで、米国における議論を網羅的かつ詳細に整理することから、我が国における中立性規制のあり方について、示唆を得た。それは、①動態的な市場における事前規制の在り方、②寡占的な市場における事前規制の在り方、そして③規制手法としての非差別義務の問題の3点である。ここでは、成果として、②の寡占的な市場における事前規制の問題について詳述したい。

米国においてもわが国においても、モバイル産業は、独占市場ではなく寡占市場である。モバイル産業が競争的か否かについては意見が分かれる。規制の必要性を説く論者によれば、モバイル市場の市場構造は、HHIが2706と高度に集中化しており、さらにFMCの提供可能性による優位性、また世代間(2G・3G間)および地理間のシナジーにより参入障壁は高く、既存キャリアの競争力は圧倒のである。しかも市場行動を見れば、キャリアである。しかも市場行動を見れば、キャリア間には並行行為が存在する。たしかに市場成下を見れば、音声通話サービスの料金は低下値向にあるが、中立性の議論が関心を有する市場はコンテンツ・アプリケーション市場である。これに対して、規制に反対を説く論者に

よれば、モバイル市場は、市場構造、市場行動、および市場成果のいずれについて見ても、 十分に競争的である。

固定網においては自然独占性が直接規制の根拠であった。しかしモバイルについてそれは否定される。コロンビア大学の Wu 教授らが懸念するのも、寡占市場における市場支配力である。

モバイル市場は、周波数の割当方法などにより、協調への誘因が大きいと言われる。 しかし他方、①競争者の市場退出にもかかわらず市場全体の生産能力(周波数)に変化はなく、競争は永続的なものになり、かつ②可変費用と比して固定費用が大きいことから、産出量削減による費用削減効果が小さく、競争圧力は大きいとの意見がある。

寡占市場は、協調的にも競争的にも機能するのであり、少なくとも伝統的なテレコム規制が前提とする独占市場よりも競争上の懸念は小さい。問われるべき問題は、市場が完全競争の状況にあるか否かではなく、事前規制が市場機能を改善するか否かである。

以上のような検討から、寡占市場における 画一的な事前規制は、規制の失敗の危険性を 伴うとの指摘を行なった.

(3) EU におけるテレコム規制改革の研究 EU におけるテレコム規制改革において、テレコム事業者の競争制限行為として指摘されるものは、ハイテク産業における競争者排除行為の例を示すものとして興味深い。

具体的に、各加盟国の規制当局グループである ERG の「共通の立場」は、①垂直的レベレッジ、②水平的レベレッジ、③単独市場支配(single market dominance)、そして④ターミネイションの4つのグループの下、27の具体的な反競争行為を、テレコム産業における競争者排除行為として説明している。以下、それら行為について、ERG による分類を詳述する。

垂直的レベレッジの問題は、さらに「取引拒絶・アクセス拒否」、「非価格手段によるレベレッジ」、そして「価格によるレベレッジ」の3つの類型に分けられ、具体的に11の行為が問題である。水平的レベレッジでは、具体的に2の行為が問題である。

垂直的レベレッジ・水平的レベレッジは、いずれも、最終的に「市場閉鎖効果(foreclosure)」をもたらすことが問題である。しかし短期的には、行為により、①「先駆者利益(first mover advantage)」、②「マージンスクイーズ(margin squeeze)」、③「競争者費用引き上げ(raising rivals'costs)」、④「競争者の販売制約(restriction of competitor's sales)」をもたらす場合がある。

たとえば、非価格手段による垂直的レベレ

ッジのうち「時間的差別(delaying tactics)」であれば、上流市場における SMP 事業者が、下流市場における競争者に対して、必要な投入要素の提供を遅らせることにより、先駆者利益を獲得し、又は競争者の費用を引き上げることを通じて(短期効果)、市場閉鎖効果を惹起させる(長期効果)。また「バンドリング・抱き合わせ(bundling/tying)」であれば、上流市場における SMP 事業者が、下流市場における競争者に抱き合わせ購入を強いることにより、競争者の費用を引き上げ、又はマージンスクイーズを通じて(短期効果)、市場閉鎖効果を惹起させる(長期効果)。

単独市場支配の問題は、さらに「参入阻止」、「搾取的濫用」、そして「生産上の非効率」の3つの類型に分けられ、具体的に10の行為が問題である。参入阻止においては、レベレッジの場合と同様に、短期的には、①「競争者費用引き上げ」、または②「競争者の販売制約」を通じて、長期的には「市場閉鎖効果」をもたらすことが問題である。これに対して、搾取的濫用、および生産上の非効率は、それぞれ資源配分上の非効率性、生産上の非効率の惹起そのものが規制の対象である。

以上は、ハイテク産業の一つと言えるテレコム産業において問題となる競争制限効果の目録と言えるものである。

(4)「投資の階段」理論の研究

ハイテク産業において重要となるのは、競争者排除行為と投資インセンティブ確保とのバランスである。EUのテレコム規制の研究においては、そのようなバランスを問う投資の階段理論について深く研究を行うことができた。インフラ競争が可能な場合には、中長期的にインフラ競争を促進するような、レメディを設計する必要がある。これは「投資の階段」理論とよばれ、EUにおけるテレコム規制における重要原理の一つになっている。

具体的に、「投資の階段」理論は、アクセス義務にかかる考え方である。新規参入者に対して不可欠ネットワークへのアクセスを認めることにより、インフラ競争への足がかりを与えるというものである。

「投資の階段」理論の実践的困難性は、アクセス条件の設定にある。高すぎるアクセスチャージは、効率的な投資の機会を奪うことになる(投資能力の毀損)。反対に、低すぎるアクセスチャージは、投資の意欲を奪うことになるほか(投資インセンティブの毀損)、非効率な投資の誘因となるかもしれない。ただし後者の問題については、アクセス義務に期限(サンセット条項)を設けることにより、それを改善できる可能性がある。

「投資の階段」は、具体的に、ブロードバンド市場について言えば、「再販売→ビットストリーム→アンバンドル→ネットワーク

敷設」と構成される。再販売段階への参入者は、同段階で一定の顧客ベースを獲得し、ビットストリーム参入への足がかりを確保できる。

厳密にいえば、「投資の階段」理論については、それと「インフラ競争」としての評価は別である。すなわち「再販売」については何らのインフラ投資が行われないのであり、インフラ競争として評価されることはない。他方、アンバンドルが、インフラ競争として評価の対象であることに異論はない。問題は「ビットストリーム」であり、これをインフラ競争として評価するかについて、意見が分かれている。

ビットストリームが進展している加盟国として、フランスが知られる。ECTAによれば、フランスは、競争促進政策(フランスモデル)によりインフラ競争が進んだ加盟国である。これに対して、ETNOによれば、ビットストリームはインフラ競争としての評価対象にはなり得ない。このように、ビットストリームをインフラ競争として評価するかどうかが、「投資の階段」や「インフラ競争」の評価の分かれ目となっている。

以上のような検討から、ハイテク産業におけるイノベーションの扱いについて、原理的研究を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

- ①<u>武田邦宣</u>、競合品への移行を隣接市場からの競争圧力と評価した事例、ジュリスト、査 読無、1422 号 (2011)、140-141
- ②<u>武田邦宣</u>、平成 19 年度および平成 20 年度 における主要な企業結合事例の研究、公正取 引、査読無、708 号 (2009)、8-14
- ③武田邦宣、FTTH サービスについて NTT 東日本の私的独占行為が問題となった事例、速報判例解説、査読無、2号 (2008)、297-300

6. 研究組織

(1)研究代表者

武田 邦宣 (TAKEDA KUNINOBU) 大阪大学・高等司法研究科・准教授 研究者番号:00305674